O.B.G Challenge for smile 琴参バス

安全管理報告書

～安全の誓い～

人の命の尊さと、事故が社会に及ぼす影響を深く心に刻み、相戒め相励まし、絶対に無事故の達成に努力することを誓います。

琴参バス株式会社　従業員一同

令和４年度　　琴参バス株式会社

■ 1 安全に関する基本的な方針

私たち琴参バスは、「安全の確保」が事業経営の基幹であると深く認識し、全社員が、自らの責任と役割を自覚し、お客様からの信頼に応え、社会的責任を果たしてまいります。

（1） 安全が最も重要であるという認識の徹底
（2） 「安全マネジメント体制」と「法令順守」の確立と継続的改善
（3） 安全第一を考慮した商品及びサービスのご提供
（4） 安全確保のための積極的かつ効率的な投資
（5） 安全に関する教育・研修の具体的計画作成と的確な実施
（6） 万一の場合、旅客の救護を最優先とし、他の機関との連携協力と被害拡大の防止、適切な情報公開の実施
（7） グループ全社が密接に協力し、一丸となった安全性の向上

以上の方針に基づき、「安全の確保」に向けた普段の努力を実施してまいります。

■ 2 輸送の安全に関する目標

令和 4 年度の安全目標を下記の通り設定致します。
(1)有責重大事故をゼロに致します。
(2)健康起因による事故をゼロに致します。
(3)有責事故(5 割以上)を昨年度より 20%(7 件)削減致します。
(4)車庫内事故及び駐車場内事故を前年度の件数以内(2 件以内)に致します。
(5)車両故障(ヒューマンエラー)をゼロに致します。
(6)車内事故ゼロに致します。
【事故削減のスローガン】
1.バック時、車内周囲の安全確認の徹底
2.走行時・離合時、左ミラー接触を防ぐための安全確認の徹底
3.車内確認と旅客への声掛けによる車内事故防止の徹底

令和 3 年度の安全管理目標に関する達成状況
(1)有責重大事故のゼロ ・・・ 達成
平成 30 年度 0 件 令和元年度 0 件 令和 2 年度 0 件 令和 3 年度 0 件

(2)有責事故(7割以上)を昨年度より 30%削減(9 件) ・・・未達成
平成 30 年度 62 件 令和元年度 45 件 令和 2 年度 33 件 令和 3 年度 33 件

(3)車庫内事故及び駐車場内事故を昨年度より 30%削減(2 件) ・・・達成
平成 30 年度 15 件 令和元年度 5 件 令和 2 年度 7 件 令和 3 年度 3 件

(4)車両故障(ヒューマンエラー)のゼロ・・・達成
平成 30 年度 0 件 令和元年度 0 件 令和 2 年度 0 件 令和 3 年度 0 件

(5)車内事故のゼロ･･･未達成

平成 30 年度　0 件　　令和元年度　0 件　　令和 2 年度　1 件　令和 3 年度 1 件

＊令和 2 年度自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

第 2 条に該当する事故　　･･･0 件

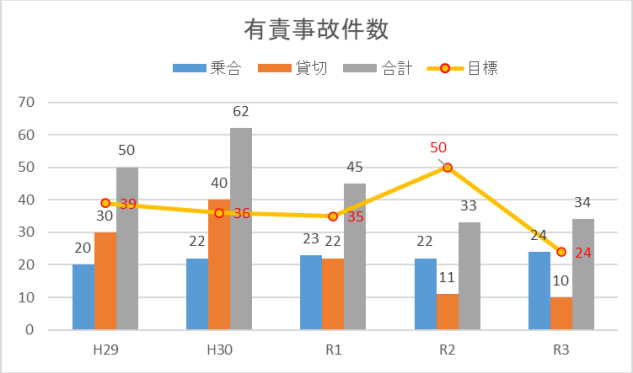

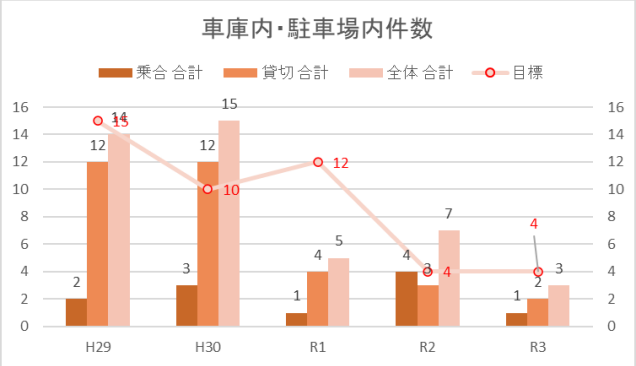

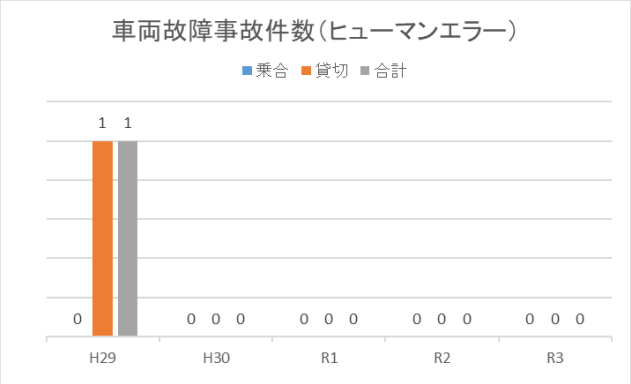

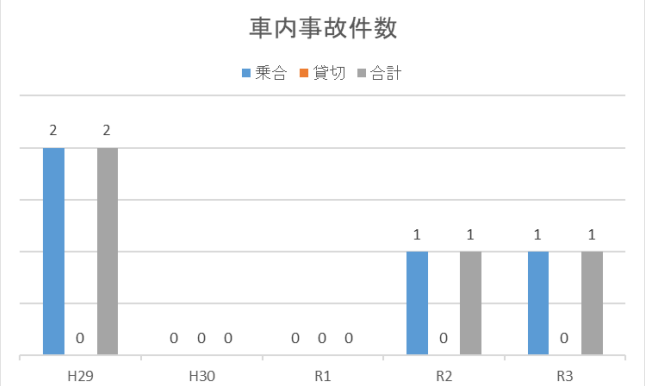

■ 3　安全に関する組織体制及び指揮命令系統

＊　安全管理規定【琴参バスにおける安全管理体制体制組織図】参照

■ 4　安全確保の取組状況について

1.　年間計画による取り組み

①大川グループ合同会議での安全に対する基本方針及び安全重点施策目標の策定及び新型コロナウイルスの対策検討(3 月)

※令和 3 年度については大川バスグループ安全マネジメント策定会議にて決定。

【大川バスグループ安全マネジメント策定会議】

②所長・主任会議（運行管理者会議）・乗務員班長会議にて法令改正に伴う示達事項の説明及び各部署別の事業計画詳細、新型コロナウイルス感染予防対策マニュアルに基づいた取り組み等、各営業所の運行管理者と班会議進め方について乗務員より情報共有や意見交換を実施
・事故防止として貸切バス事業者を対象とした統括運行管理者講習会（YouTube配信）を確認した。

【所長主任会議 6 月・12 月】

【班長会議 1 月】

③【集合教育】全従業員を対象とした集合教育を実施（8 月　計 4 日間）
・経営トップからの安全への訓示
・安全統括管理者から事故とクレームのない会社、接遇・接客・サービス向上について
・外部講師を招いて安全研修会　・健康管理の重要性・AED 講習
・バスの構造・特性、運輸安全マネジメント重点施策
・ドライブレーコーダーを活用したヒヤリハット事例　※乗務員に対する指導監督項目①～⑫実施

④【集合教育】班長を中心とした班会議による安全運転意識向上に向けたボトムアップ及び
ヒヤリ・ハット情報共有による防衛運転意識向上を実施(1 月・2 月　計 10 回　1 班～10 班)
・乗務員基準改善告示
・新型コロナウイルス感染予防対策について
・各業務細目事項及び達示事項確認
・運輸安全マネジメント取り組み結果、事故の傾向について
・大雪に対する安全確保について
・バス火災想定訓練
・班別目標設定・重点施策班別取組結果、ミーティング実施
※乗務員に対する指導監督項目①～⑫実施

⑤健康診断（7 月）及び適性診断（3 年度以内で計画的）の実施
⑥事故審議委員会及び運輸安全マネジメント委員会の開催（6 月・11 月）

【運輸安全マネジメント委員会】

⑦運行管理者及び整備管理者講習への参加（計画的）
⑧四国地区バス技術委員会、事故防止部会への出席

2．月間の取り組み
①各営業所への安全月間目標を掲示し安全運転の励行及び周知を実施
②班単位での月別事故件数の掲示により安全重点施策目標達成を目指す

3．日常の取り組み
①始業終業点呼の確実な実施（アルコール検知器、長距離運行時の中間点呼）
②デジタルタコグラフ導入に伴う安全運転日報の確認（速度超過、急減速に対して指導）

4．必要時の取り組み
①事故発生者への個人指導及び教育の実施
②苦情発生者への個人指導及び教育、全従業員への周知による再発防止
③新任運転手への教育の実施（運転業務要領及び実地訓練を約1ヶ月間実施）
④運転手技能強化を目的とした高速道路・山道走行（四国巡拝教習）の実施
⑤賞罰委員会・無事故表彰の実施
⑥添乗指導による車内案内、安全運転者指導の実施
⑦春の全国交通安全運動（4 月）、秋の全国交通安全運動（9 月）
　年末年始（12 月～1 月）期間中による全営業所安全総点検の実施

■ **5 令和 4 年度年間教育計画について**
【年間教育計画】別紙参照

■ 6 安全に関する計画

（1） アルコールチェッカーモバイル式の導入（出張時）
（2） ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ一体型機器の右カメラ追加導入
（機器については H27.12 月、貸切全車両装着完了）
（3） 乗務員の班長制度（指揮命令系統効率化の為）
（4） 乗合車両車内ミラー取替（H30.1 実施）
（5） 運行管理者選任者数の増員
（6） 運転士を対象とした高度な車両整備教育の実施
（7） 50 歳以上の事業用自動車の運転に従事する者を対象とし 2 年に 1 回
脳ドック受診の実施
（8） 全乗務員を対象に 2 年に 1 回、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査し、重症者及び自覚症状がある場合に病院への再検査実施
（9） 安全機能を装備した車両の導入（R3 年度 乗合 EDSS 車両 1 台）
（10）新型コロナウイルス感染拡大防止対策措置
（抗菌、抗ウイルス加工：全車両 R3.3.31 完了）

【ドライバー異常時対応システム EDSS 装置導入貸切車両】

【衝突被害軽減ブレーキ PCS 装置導入】

【ドライバー異常時対応システム EDSS 装置導入乗合車両】

新型コロナウイルス感染予防対策として

日頃より琴参バスをご利用いただきまして、ありがとうございます。
弊社では、新型コロナウイルス感染予防対策として、下記の内容にて運行しております。
これからもお客様に安心してご利用いただける環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【バス車内での対策】
1. 貸切バス、路線バスのすべての車内にはお客様用手指消毒液を設置し、ご乗車されるお客様がご利用できる環境にしています。
2. 貸切バス運行の際は、適時エアコンを外気導入（換気）運転をおこない、車内に新鮮な空気を循環させるように努めております。
路線バスにつきましては、車内換気扇及び混雑する運行便は一部窓を開放し車内換気に努めております。
3. 運行終了後には、通常の車内清掃後に次亜塩素酸水にてバス車内のシートや窓など車内設備等の除菌作業をおこなっています。
4. 路線バスについては最前列座席を制限させていただき運行しております。
貸切バス運行の際はご利用者様とご相談後別途対応しております。

【バス乗務員の対策】
1. 始業・終業点呼時において検温チェック及び健康状態の確認
アルコールチェックを実施しています。
2. 原則として乗務員には運行中マスクの着用を義務付けるとともに身だしなみなど常に清潔感を保つようにしております。
3. こまめな手洗い、消毒を励行しております。

【事務所内及び社内の対策】
1. 点呼場及び事務所入り口に飛沫感染防止対策や手指消毒液を設置しご来店されるお客様、従業員が利用できるようにしております。
2. 事務所及び乗務員休憩所については定期的に窓を開放し換気・消毒をおこなっています。

【HP 及びバス車内にて感染防止対策取り組みについて説明】

【運転席と客席との飛沫防止対策及びバス車内抗菌、抗ウイルス対策の実施】

■7 <u>輸送の安全に関する内部監査及び業務改善</u>

安全統括管理者が、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検する為、少なくても 1 年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じます。

■8 <u>安全統括管理者、安全管理規定</u>

安全統括管理者　営業副本部長　 川崎　道夫
安全管理規定　 【安全管理規定】 別紙参照